

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	体験型研修センター浄水施設棟外研修設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	前澤工業(株)	9,504,000	平成29年1月6日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
2	柴島浄水場第2取水ポンプ場取水ポンプ吐出し弁修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)クボタパイプテック	2,592,000	平成29年1月12日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
3	御堂筋共同溝市内幹線電動弁設置に伴う既設配水情報システム改造その他工事	09B:上下水道施設工事	住之江 東淀川 生野	三菱電機(株)	17,280,000	平成29年1月16日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
4	中浜下水処理場第4沈砂池機械スクリーン改良工事	09B:上下水道施設工事	城東区	(株)IHI環境エンジニアリング	34,992,000	平成29年1月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
5	庭窪浄水場オゾン設備空気源装置用アフタークーラ補修工事	09B:上下水道施設工事	守口市	東芝電機サービス(株)	9,774,000	平成29年1月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
6	L号上屋シャッター補修工事	14L:建具工事	港区	三和シャッター工業(株)	10,152,000	平成29年1月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
7	舞洲スラッジセンター吸収式冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	此花区	パナソニック産機システムズ(株)	6,120,360	平成29年1月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
8	庭窪浄水場分館高圧配電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	4,860,000	平成29年1月27日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
9	天満橋ライトアップ施設修繕	04:電気工事	中央区 北区	パナソニックESエンジニアリング(株)	2,235,600	平成29年1月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
10	南港ポートタウン管理センター昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	住之江区	東芝エレベータ(株)	43,200,000	平成29年1月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
11	南港管路輸送センターろ布取替工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	(株)タクマ	4,644,000	平成29年1月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
12	C6・7-1号機多目的クレーン補修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	川重ファシリテック(株)	13,824,000	平成29年1月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
13	道頓堀川水門外1監視制御装置修繕	10:電気通信工事	浪速区 中央区	(株)安川電機	4,158,000	平成29年1月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
14	大阪市中心卸売市場南港市場汚水処理設備改修工事	09B:上下水道施設工事	住之江区	(株)清流メンテナンス	13,284,000	平成29年2月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
15	大阪市港区役所庁舎維持管理用本設ゴンドラ修繕	09D:機械器具設置工事	港区	日本ビソー(株)	1,242,000	平成29年2月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	下水道科学館空調用自動制御機器修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	此花区	アズビル(株)	2,386,800	平成29年2月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
17	住吉配水場回転速度制御設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	阿倍野区	(株)安川電機	10,476,000	平成29年2月7日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
18	大阪市中央卸売市場南港市場と畜解体処理設備改修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	花木工業(株)	12,420,000	平成29年2月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
19	大阪市中央卸売市場本場塵芥処理機械設備各所補修工事	09D:機械器具設置工事	福島区	新明和工業(株)	3,780,000	平成29年2月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
20	湊町リバープレイス非常用発電機修繕	04:電気工事	浪速区	ヤンマーエネルギーシステム(株)	5,616,000	平成29年2月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
21	弁天抽水所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	中央区	(株)日立製作所	280,800,000	平成29年2月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
22	安治川1号上屋外1箇所機械設備補修工事	09D:機械器具設置工事	港区	(株)日立プラントサービス	13,284,000	平成29年2月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
23	大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟等エレベーター設備補修工事	09A:昇降機設置工事	東住吉区 生野区	三菱電機ビルテクノサービス(株)	5,670,000	平成29年2月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
24	社会福祉研修・情報センター防火シャッター等補修工事	14L:建具工事	西成区	三和シャッター工業(株)	1,674,000	平成29年2月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
25	大阪市中央卸売市場本場西棟入荷数量等表示装置補修工事	10:電気通信工事	福島区	アイテック阪急阪神(株)	4,989,600	平成29年2月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
26	海老江下水処理場外2か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	福島区、此花区、西淀川区、城東区	三菱電機(株)	114,480,000	平成29年2月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
27	放出下水処理場外10か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	城東区、四成区、港区、福島区、西淀川区、淀川区、平野区、住之江区	(株)東芝	388,800,000	平成29年2月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
28	南港管路輸送施設ごみ空気輸送管補修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	(株)ビルド	13,186,800	平成29年3月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
29	北斎場ガス吸収式冷温水機(1号機)吸収液交換ほか整備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	テクノ矢崎(株)	2,916,000	平成29年3月3日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
30	柴島浄水場下系オゾン設備機能増強工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株)	1,279,800,000	平成29年3月21日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(1工区)築造工事(その13)	01:土木工事	住之江区	大林・鴻池・五洋・久本 特定建設工事共同企業体	3,304,800,000	平成29年3月31日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号	W5	適用

随意契約理由書

1 案件名称

体験型研修センター浄水施設棟外研修設備整備修繕

2 契約の相手方

前澤工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、体験型研修センターに設置している浄水施設棟・機械電気棟の研修設備の整備修繕を行い、機器の機能回復を図るものである。

当該設備は、前澤工業株式会社が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は前澤工業株式会社である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局 総務部 職員課 体験型研修センター
(電話番号06-6322-0576)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場第2取水ポンプ場取水ポンプ吐出し弁修繕

2 契約の相手方

(株)クボタパイプテック

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場第2取水ポンプ場に設置している取水ポンプ(4号)用吐出し弁の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、(株)クボタが独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は(株)クボタより修繕業務を移管されている(株)クボタパイプテックである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2403)

随意契約理由書

1 案件名称

御堂筋共同溝市内幹線電動弁設置に伴う既設配水情報システム改造その他工事

2 契約の相手方

三菱電機（株）

3 随意契約理由

本工事は、御堂筋共同溝市内幹線電動弁設置及び西成枝管 800mm 布設並びに巽配水場配水ポンプ回転速度制御設備改良に伴い、水道局庁舎、柴島浄水場、巽配水場の配水情報システムの改造を行うものである。

これらの機器は三菱電機（株）が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である三菱電機（株）以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは三菱電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 工事名称

中浜下水処理場第4沈砂池機械スクリーン改良工事

2 契約相手方

(株) IHI 環境エンジニアリング

3 随意契約理由

今回改良する機械スクリーンは、流入する下水中からごみを除去し、し渣洗浄脱水設備へ排出するための除塵設備である。

本工事は、長時間の使用により駆動装置をはじめ、各部の摩耗損傷が著しく、十分な機能が発揮できない状況にあることが判明したため、駆動装置の改良や、レーキ、ワイパー等構成部品の取り替えを行い、信頼性および機能性の向上を合わせて行うものである。

本設備は、(株) IHI が設計・製作・据付したもので、改良にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。また、プラント設備としての性能を継続維持させ、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社から水処理機械設備に関する工事業務を移管されている(株) IHI 環境エンジニアリングのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場オゾン設備空気源装置用アフタークーラ補修工事

2 契約の相手方

東芝電機サービス (株)

3 随意契約理由

本工事は、庭窪浄水場高度浄水処理棟に設置しているオゾン設備空気源装置用アフタークーラの取り替えを行い、機能回復を図るものである。

当該オゾン設備は、(株) 東芝が独自に設計、施工したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、オゾン設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、工事の施工にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本工事を施工し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本工事によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、補修工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来るのは、(株) 東芝より修繕 (補修工事を含む) を移管されている東芝電機サービス (株) が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施工令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場 (電話番号06-6907-4473)

随意契約理由書

1 案件名称

L号上屋シャッター補修工事

2 契約の相手方

三和シャッター工業㈱

3 随意契約理由

本工事は、L号上屋に設置しているシャッター部品の経年劣化による部品交換及びシャッター調整を行うものである。

本工事対象シャッターは、三和シャッター工業㈱が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の部品と専門技術が必要であり、部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している三和シャッター工業㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課（電話番号 06-6615-7811）

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター吸収式冷温水機修繕

2 契約相手方： パナソニック産機システムズ(株)

3 随意契約理由：

今回修繕する吸収式冷温水機は、舞洲スラッジセンターの熱負荷が高い監視室を含む全館を冷却するための冷水及び全館の給湯用の温水を作るための熱源設備であり、施設の運営において重要な設備である。

今般、長時間の運転により、冷却水系統の腐食や各部の損耗により、熱効率低下等の不具合が生じてきていることから、修繕するものである。

本設備は、三洋電機(株)が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが製作しており、設計製作に関しても同社のみが保有するシステム構成を熟知するとともに調整の技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕については三洋電機(株)を完全子会社化したパナソニック(株)の業務用空調設備に関するアフターサービスの移管先であるパナソニック産機システムズ(株)に随意契約を行うものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局北部方面管理事務所舞洲スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場分館高圧配電設備整備修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場分館に設置している高圧配電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、三菱電機（株）が独自に設計、施工したものであり、整備修繕による部品等の交換や試験調整により設備の動作確認や機能保証を行うには、設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は、三菱電機（株）より修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号06-6907-4473）

随 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称

天満橋ライトアップ施設修繕

2. 契約相手方

パナソニックESエンジニアリング(株)

3. 随意契約理由

本設備は、大阪都市魅力創造戦略に沿って、水と光のまちづくり事業の一環として、光景観資源のより一層の魅力向上を図ることを目的とし、平成23年より天満橋のライトアップを行っている施設である。

今般、ライトアップを制御しているシステムの一部が頻繁に停止しライトアップの不動作や異常点灯が発生している。そのため付近の景観を乱し事業目的を損なっている状況にあることから修繕の必要がある。

本設備は、パナソニックESエンジニアリング(株)が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替には、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であること及び修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局管理部工務課(道路公園設備担当)(電話番号:06-6615-6468)

随意契約理由書

1 案件名称

南港ポートタウン管理センター昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、南港ポートタウン管理センターに設置している昇降機の改修を行うものである。

本設備は、東芝エレベータ(株)が昭和 52 年度に発注者の仕様を反映し、独自の技術を用いて設計、製作から施工、保守までを一貫して行っている。

当該施設を利用する市民等への支障とならないように、併設された 2 基の昇降機の一方を稼働させながらの施工を行う必要があり、区画されていない同一昇降路内で片方毎の施工となるため、作業の安全確保、並びに施工中における取替え制御機器を共用しての昇降機の確実な稼働等を確保するには、各機器の相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とし、昇降機の製造から施工に至るまでの責任の一元化を図れる唯一の業者である東芝エレベータ(株)と随意契約を締結するものである。

随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送センターろ布取替工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理する必要がある。

除塵設備のろ布はフロアで吸収してきた空気内の塵を捕集し、塵を取り除いた空気を排出するろ過材であり、腐食等で劣化したろ布の取替工事が必要となっている。

除塵機は(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施行したものであり、本工事については、当設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

当設備を設計・施工した会社以外では、本工事の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の設備全体の性能、作動状態などについて保障することが出来ないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることが出来る業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課南港管路輸送センター

(電話番号06-6612-4981)

随 意 契 約 理 由 書

1. 案件名称

C6・7-1号機多目的クレーン補修工事

2. 契約の相手方

川重ファシリテック (株)

3. 随意契約理由

本件工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目(C6・7岸壁)に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーン構造の重要な部分である歩廊等の補修を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性などから、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づき施工する必要があり、高い安全性が求められるため、クレーン製造実績のある業者でなければ適正な施工ができない。

クレーンについては、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係がわからず、クレーン本体構造および各装置に悪影響をおよぼす恐れがある。

よって、製造者だけがクレーンの本体構造およびシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部材の交換、また、部材を交換することにより影響を与える箇所の点検及び調整等を的確に行えるものである。

さらに他社が補修を行い不具合が生じた場合、施工不良・材料不良・設計不良などの部分に原因があるのか究明すること及び復旧までに相当期間が必要となり、船舶荷役に影響を与えることとなる。また、不具合の発生原因が特定できない場合、補償や瑕疵を業者に求めることができず、本市が不利益を被ることとなるため、製造者に補修させることにより、責任の一元化及び早急な対応を図る必要がある。

以上のことから、当該クレーンを製造した川崎重工業株式会社より、荷役機械の補修に関する業務を移管された上記業者のみが本工事を履行できるので随意契約する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

港湾局計画整備部設備課(機械)

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1. 修繕名称

道頓堀川水門外1監視制御装置修繕

2. 契約相手方

(株)安川電機

3. 随意契約理由

今回修繕する道頓堀川水門および東横堀川水門の監視制御装置は、水門を安定的に稼働させるための設備であり、日常運転における高い信頼性を維持させるために、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は、(株)安川電機が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。

よって、修繕後の性能について責任を明確にできるのは、製作会社である上記業者のみである。

以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局管理部工務課(道路公園設備担当)(電話番号:6615-6647)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪中央卸売市場南港市場 汚水処理設備改修工事

2 契約の相手方

(株) 清流メンテナンス

3 随意契約理由

本設備は、と畜解体業務で発生する汚水について、適切な水処理をおこない、適正な水質で下水放流する汚水処理プラントであるが、経年劣化により第1スクリーンのし渣掻き揚げ能力等の機能が低下している状態であるため、当該第1スクリーンの改修及びプラント全体の試運転と総合調整を行う必要が生じている。

当該プラントについては、建設時よりすべて(株)セキスイエンパイロメント(現積水アクアシステム(株))が設計・施工したものであり、同社でなければシステム及び現場実状を詳細に熟知しており、当該業者でなければ整備技術面での対応は不可能である。本工事は、汚水処理プラントの前処理工程の一部の機器であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ないことから、当初の施工業者が施工することにより、本工事に対して一貫して責任を持たせる必要がある。

なお、積水アクアシステム(株)は当該プラントにかかる保守及び維持管理にかかる業務、改修工事に関しては一切行っておらず、それらの業務に関しては、すべて(株)清流メンテナンスに移管している。

以上のことから、本工事が施工可能なのは(株)清流メンテナンスのみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪中央卸売市場南港市場設備担当(電話番号 06-6675-2015)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市港区役所 庁舎維持管理用本設ゴンドラ修繕

2 契約の相手方

日本ビソー(株)

3 随意契約理由

本修繕は、港区役所屋上に設置された外壁維持管理用ゴンドラの構成部品の取替修繕を行うものである。

当該設備については、日本ビソー(株)が製作したものであり、取替修繕にあたっては、設備の構成及び整合性など同社が保有する知識及び技術が不可欠である。

また、当該設備にかかる保守業務は同社が受託していること、また、今回交換するワイヤーロープ等の部品は既設部分と密接に関連していることから、同社以外に施工させた場合、問題が生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本取替修繕を実施できるのは、日本ビソー(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市港区役所 総務課 (電話番号 06-6576-9937)

随意契約理由書

1 案件名称

下水道科学館空調用自動制御機器修繕

2 契約の相手方

アズビル(株)

3 随意契約理由

本件は、下水道科学館内の空調用自動制御機器が、長年使用のため劣化し、正常に稼働しないため修繕を行うものである。

現状のままでは、館内の室温調整や空気循環等が十分に行われず、来館者のサービス低下を来たすことから修繕の必要がある。

当該空調用自動制御機器は、上記業者が設計製作したもので、修繕にかかる取替部品は他社で製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道河川部調整課 (電話番号 06-6615-7589)

随意契約理由書

1 案件名称
住吉配水場回転速度制御設備整備修繕

2 契約の相手方
(株) 安川電機

3 随意契約理由

本修繕は、住吉配水場に設置している回転速度制御設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 安川電機が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は(株) 安川電機である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場と畜解体処理設備改修工事

2 契約の相手方

花木工業（株）

3 随意契約理由

本工事は、大動物と畜解体設備に付属するナイフ消毒槽設備等の機能が経年劣化により低下している状態であるため、それら設備の改修並びに改修後の大動物と畜解体設備全体の試運転と総合調整を行うものである。

当該設備については、南港市場の建設時よりすべて六星工業（株）が設計・施工したものであるため、大動物と畜解体設備全体のシステム及び現場実状を詳細に熟知している同社でなければ整備技術面での対応は不可能である。また、工事の施工にあたり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、並びに施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、当初の施工業者が施工することで本工事に対して一貫して責任を持たせる必要があるが、六星工業（株）は当該設備にかかる業務を花木工業（株）に移管し、平成18年3月に事業から撤退している。

花木工業（株）は、食肉処理機械プラントの設計・製作・施工・保守管理における業界最大手であり、専門の知識および技術力ならびに緊急時の連絡出動体制を終日執っている関西で唯一の業者であり、当該設備についての制御システム及び現場実状を熟知している。また、同社でなければ、施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は花木工業（株）のみである。

以上のことから、本工事が施工可能なのは花木工業（株）のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場塵芥処理機械設備各所補修工事

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

本工事は、場内の良好な衛生環境を維持する為、点検結果に基づき市場棟内に設置しているごみ貯留排出装置、発泡溶融機および破碎機の部品交換および本体部分の補修工事を行うものである。本工事対象設備は、新明和工業(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7969)

随意契約理由書

1 案件名称

湊町リバープレイス非常用発電機修繕

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム(株)

3 随意契約理由

本修繕は湊町リバープレイスに設置された非常用発電機の機能が、経年劣化により低下していることから修繕を行うものである。

当該設備はヤンマーエネルギーシステム(株)が製作及び施工したので、非常時にスムーズに稼働する為に的確で安全な修繕を行うには、製作者独自のノウハウや各機器及び装置の役割、構造、動作等製作者しか知り得ない独自の知識や技術が必要である。

また、製作者以外の業者に修繕させた場合、修繕後の不具合が生じた際の責任の所在が不明確になるので、当該設備における知識や技術を熟知している唯一の製作者であるヤンマーエネルギーシステム(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部区画整理課拠点開発事業グループ（電話番号06-6208-9433）

随意契約理由書

1 工事名称： 弁天抽水所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方： (株) 日立製作所

3 随意契約理由：

本工事は、弁天抽水所で別途施工される雨天ポンプ用自家発電外設備工事に伴い必要となる監視機能などを、既設監視制御設備及び既設配電盤等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株) 日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加等をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株) 日立製作所のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7898）

随意契約理由書

1 案件名称

安治川1号上屋外1箇所機械設備補修工事

2 契約の相手方

(株)日立プラントサービス

3 随意契約理由

本工事は、安治川1号・11号上屋に設置しているくん蒸設備の投薬配管及び低温設備の冷水管を補修するものである。

安治川1号・11号上屋とは、主に海外より船で輸入された青果物を取扱っている上屋である。倉庫としては植物防疫法に基づく指定くん蒸倉庫の資格を有しており、同法により必要な青果物に対してくん蒸を行っているものである。

くん蒸ガスには人体に有害で排出規制がある青酸ガスを使用するため、同ガスを倉庫外の処理装置に送るための換気設備、送られたガスを苛性ソーダ溶液で吸着するための吸収塔及び吸着後の苛性ソーダ溶液を処理する廃液処理設備、くん蒸時の温度や青果物の保存温度により熟成時期を管理するための、冷凍機・ボイラー・空気調和機・監視制御装置から構成される低温設備が設置されている。これらの設備全体が一体となって機能を発揮できるものであり、正確に稼動しなければ、青酸ガスによるくん蒸業務ができず、青果物の管理ができなくなり、しいては人身事故につながる恐れもあることから、補修後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから本工事を施工できる業者は、当該設備を設計施工し、各設備の構造・仕様・相関関係を把握できる(株)日立製作所から当該くん蒸・定温設備に関する補修業務を移管された(株)日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局計画整備部設備課(機械)

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟等エレベーター設備補修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス (株)

3 随意契約理由

本工事は、エレベーター設備の定期的な維持保全を行うことにより、安全な運行及び機能の維持を図るものである。また、「仲卸売場棟・配送加工施設エレベーター設備保守委託」の点検結果に基づき、ギヤオイル・ドアレールガイドローラー・乗場カゴ扉の取替えを行うものである。

本工事対象のエレベーターは、三菱電機 (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、当該エレベーターの製造者である三菱電機 (株) は、昇降機保守等サービス業務全般及び改修・修理工事を同社の系列会社である三菱電機ビルテクノサービス (株) に移管している。

よって、当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス (株) と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当 (電話番号 06-6756-3956)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

社会福祉研修・情報センター防火シャッター等補修工事

2 契約の相手方

三和シャッター工業（株）

3 随意契約理由

本工事は、社会福祉研修・情報センターに設置している防火シャッター及び防災垂れ壁の部品の破損、劣化、作動不具合による部品交換・調整を行うものである。

本工事対象防火シャッター等は、三和シャッター工業株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している三和シャッター工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課（電話番号 06-6208-7951）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場西棟入荷数量等表示装置補修工事

2 契約の相手方

アイテック 阪急阪神㈱

3 随意契約理由

本工事は、本場西棟（果実卸売場）に入荷数量等のデータをコンピュータにより処理及び管理し、表示装置により市条例に基づき表示することを目的として設置している入荷数量等表示装置が劣化・破損のため稼働が不安定になっているため、システムの補修を行うものである。

当該設備の補修にあたっては、システム開発事業者である三菱電機㈱でしか知り得ない情報を扱う必要があり、また、当該事業者でしか実施できないプログラム設計等が要求されるため、当該事業者のみが補修可能である。

三菱電機㈱は、入荷数量等表示装置の保守点検・補修を含む維持管理業務を唯一アイテック 阪急阪神㈱に委任しているため、本工事が施工可能な業者は、アイテック 阪急阪神㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

随意契約理由書

1. 工事名称：海老江下水処理場外2か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方：三菱電機（株）

3. 随意契約理由：

本工事は、海老江下水処理場外2か所で別途施工される電気設備工事等に伴い必要となる監視機能などを、既設監視制御設備及び既設配電盤等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、三菱電機（株）が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加等をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、三菱電機（株）のみである。

4. 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7898）

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 放出下水処理場外10か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： (株) 東芝

3. 随意契約理由：

本工事は、放出下水処理場外10か所で別途施工される電気設備工事等に伴い必要となる監視機能などを、既設監視制御設備及び既設配電盤等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株) 東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加等をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株) 東芝のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担 当 部 署： 建設局下水道河川部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送施設ごみ空気輸送管補修工事

2 契約の相手先

㈱ビルド

3 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理する必要がある。

南港ポートタウン内に直接地下埋めされた総延長 11 キロメートルにわたる南港管路輸送設備のごみ輸送管は、ごみ収集設備の構成の一部で、大成建設㈱が独自の技術により設計・施工したものであるが、竣工以来、約 40 年が経過し、老朽化が進んでいる。維持・補修などについては、大成建設㈱が平成 24 年度からサービス業務を辞退しており、それ以降については損傷等が発生した場合、当該会社の下請け業者であった㈱ビルドが緊急修繕等の対応を行ってきた。

今年度、南港ポートタウンにおける輸送管の点検調査を行ったところ、その点検結果からは、いたるところで輸送管の老朽化が進み傷んでいる状況にあり、特に、穴開きによる地下水の侵入やそれによりごみの詰まりが発生した場合、管路輸送によるごみの収集が不能となれば、住民に迷惑をかけることとなるため、早急に本補修工事を完了する必要がある。

ごみ空気輸送システムは、南港管路輸送が日本で最初のシステムでもあり、同様な施設は全国でも数か所しかなく、特に輸送管の内部に空気の流れを作り、ごみを空気ですり抜いて収集する特殊なシステムであることから市場性が乏しい。また、補修については、輸送管の穴あき部や管の肉厚が薄くなっている箇所には補修用部品（プレート）を用いて補修するが、流体を扱う一般的な上下水道の配管とは使用条件が異なるものであり、特殊で重量物である補修用部品を管内に持ち込み、ごみ輸送管内の閉鎖的な作業環境のもと穴開き箇所から水が浸入する劣悪な条件の中で、管内部の止水措置や水抜き作業、管の加工作業、さらに補修用部品の脱着作業等を行うことから、難易度が高く、ノウハウがないと行えない工事内容である。大成建設（株）が南港管路輸送のサービス業務を辞退しているため、補修箇所の止水等から専用部品による補修まで、補修履歴情報の蓄積、管路輸送設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握しており、その当時の調査データや補修のノウハウを保有しているのは㈱ビルドのみであり、ごみ用の輸送管ではないが、同様な管内補修作業については他都市においても実績がある。また、今年度の点検調査業務についても㈱ビルドが実施しており、その調査結果を把握しているものである。

以上により、本補修工事を実施できるのは㈱ビルドのみであることから、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課 南港管路輸送センター
(電話番号 06-6612-4981)

随意契約理由書

1 案件名称

北斎場ガス吸収式冷温水機（1号機）吸収液交換ほか整備工事

2 契約の相手方

テクノ矢崎（株）

3 随意契約理由

本工事は、北斎場に設置されている空気調和用熱源機器であるガス吸収式冷温水機の吸収液の交換及び構成部品の取替、試運転調整等を行うものである。

当該機器は、矢崎資源（株）（現 矢崎エナジーシステム（株））が製造したものであり、当該機器の整備にあたっては、製造者のみが有する当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。また、本工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分な関係から、既存機器に著しい支障が生ずる可能性があること、また整備後の性能、作動状態、耐寿命に対する責任の所在が不明確になるなどから、本整備に対し一貫して責任を持たせることができるのは製造者である矢崎資源（株）（現 矢崎エナジーシステム（株））の製品について専属でサービス及びメンテナンスを行っているテクノ矢崎（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（電話番号 06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場下系オゾン設備機能増強工事

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場下系高度浄水処理棟に設置されているオゾン設備、高低圧受配電設備、運転操作設備及び計装設備の増設、改造、移設を行うものである。

これらの機器は、富士電機（株）が、導入当初に将来の機器増設対応も含め、独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されたものである。また、オゾン設備は多くの機器類で構成され、互いに複雑にシステム化されて稼働するものであることから、設備を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に重要であり、機器の増設、改造、移設は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術が必要である。

さらに、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設製造業者以外に施工させることができない。

なお、富士電機（株）は、平成13年7月の事業統合により富士電機システムズ（株）に、平成19年4月の分社化により水環境に関する事業を富士電機水環境システムズ（株）に継承した。さらに、平成20年4月には（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されている。

以上のことから、本工事を実施できるのはメタウォーター（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 工事名称

住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事
（その13）

2 契約の相手方

大林・鴻池・五洋・久本 特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事（その12）に引き続き躯体築造を行うものである。

既往工事で設置している鋼管矢板および土留め支保は、当該工事に近接する住吉川護岸および周辺の重要構造物や地下埋設物への影響を最小限に抑制するために設置された本体仮設物であり、継続した計測管理を行っている。今回工事である躯体工はそれら土留め支保工を盛替え設置しながら周辺の影響を抑制して進めるため、早期に躯体築造を完了することが安全上重要となる。

また、躯体築造は過年度工事で実施した掘削工・地盤改良工と密接不可分の関係にあり、施工責任の一貫性を明確にする必要がある。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等、本市の事業実施において不利益となるため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済的にも不利益となるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）